

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 8 5 号

平成 28 年 6 月 10 日

金 曜 日

目 次

規 則

○四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する

規則

(総務課) 2

規 則

四日市港管理組合規則第 9 号

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 28 年 6 月 10 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の配偶者同行休業に関する規則（平成 26 年四日市港管理組合規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 5 条の 2 条例第 7 条第 2 項の規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例第 5 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及び引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
